

## 4 生活困窮者自立支援制度について

# 平成28年度に向けた取組のポイント等について

## 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて示してきた支援の入口から出口までのポイントを参考に次年度においても取組を着実に進めることが重要。
  - 支援の入口: 自らSOSを発することが難しい生活困窮者に対して、より広く支援を届ける工夫をすること
  - 支援の出口: 任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実

## 2. 支援の提供体制の見直し・検討

- 本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等を踏まえ、各自治体においては、人員体制、事業構成等について今年度のものを所与とせず、次年度に向けて効果的・効率的な実施方法(人員配置、事業内外の役割分担等)を積極的にご検討されたい。

## 3. 都道府県の役割

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下3点について、積極的な取組をお願いしたい。
  - ① 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
  - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
  - ③ 都道府県が実施主体となる圏域について、支援を必要な方々に対して、効果的・効率的に支援を提供する

## 4. 事業評価指標の見直し

- 初年度の目安値として4項目を挙げているが、支援対象者の経済的变化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加など自立段階のステップアップも把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかり評価できるものとする必要がある。
- 現在、様々な取組の成果をよりの確な形で「見える化」できる指標のあり方について、年度内をめぐりに通知を発出し、来年度からこの指標を活用できるようにしていきたいと考えているところ、引き続き情報発信にご留意いただきたい。

# 経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)

参考

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革行程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であるため、施行状況を踏まえて2016年度に再検討を行うこととしている。
- そのため、平成27年度内をめぐり、施行状況を的確に把握するための事業評価指標を設定し、来年度からこの指標を活用することにより、KPI見直しに繋げていくこととしていることから、引き続き厚生労働省からの情報発信にご留意いただきたい。

《主な主体》

|       | 2014・2015年度   | 集中改革期間 |  |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI<br>(第一階層)   | KPI<br>(第二階層)   |
|-------|---|--------|--|--------|--------|---------|---|---|
|       |   | 2016年度 |  | 2017年度 |        |         |   |   |
| 生活保護等 |   | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等  | 年末     | 通常国会   |         |   |   |
|       | <p>＜⑬生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> |        | <p>平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> |        |        |         | <p>年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p> | <p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p> |

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

## 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用
- ・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保等

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援等

- ・農林水産分野における就労の場の確保

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

**生活困窮者自立支援制度**  
(自立相談支援機関)

**労働行政**  
(ハローワーク、労働基準監督署)

**生活保護**  
(福祉事務所)

**ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策**  
(福祉事務所、児童養護施設等)

**障害保健福祉施策**  
(障害者就業・生活支援センター等)

**介護保険**  
(地域包括支援センター等)

**国民年金保険料免除制度**

**教育施策**  
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

**農林水産分野 矯正施設**  
(保護観察所等)

**地域福祉施策**  
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

**住宅施策**  
(居住支援協議会)

**子ども・若者育成支援施策**  
(子ども・若者支援地域協議会等)

**多重債務者対策**  
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については自治体においても引き続きご検討いただきたい。

## 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～10月分）

- 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約8割の水準となっている。
- 就労・増収者数は、支援が進んでいくにしたがって、概ね着実に増加している。
- プランの作成割合は、依然として低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり20件／月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり10件／月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり6件／月
- ④就労・増収率(就労・増収者／就労支援対象者)：40%

(件数、人)

| 平成27年4月～10月        | 新規相談受付件数 |           | プラン作成件数 |           | 就労支援対象者数 |           | 就労者数   | 増収者数  |
|--------------------|----------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|--------|-------|
|                    |          | 人口10万人あたり |         | 人口10万人あたり |          | 人口10万人あたり |        |       |
| 都道府県<br>(管内市区町村含む) | 89,657   | 15.4      | 15,235  | 2.6       | 10,039   | 1.7       | 7,367  | 2,974 |
| 指定都市               | 32,776   | 17.2      | 11,366  | 6.0       | 3,948    | 2.1       | 2,653  | 486   |
| 中核市                | 17,360   | 13.5      | 3,636   | 2.8       | 2,206    | 1.7       | 1,429  | 494   |
| 合計                 | 139,793  | 15.5      | 30,237  | 3.4       | 16,193   | 1.8       | 11,449 | 3,954 |

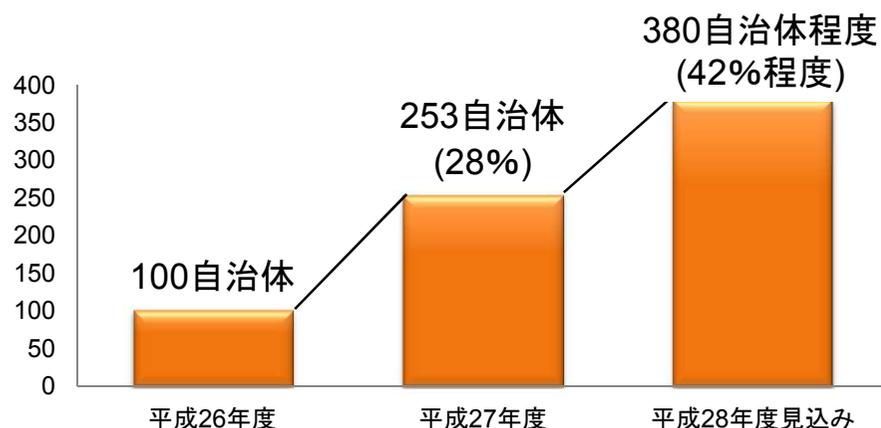
| 月別   | 新規相談受付件数 |           | プラン作成件数 |           | 就労支援対象者数 |           | 就労者数   | 増収者数  |
|------|----------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|--------|-------|
|      |          | 人口10万人あたり |         | 人口10万人あたり |          | 人口10万人あたり |        |       |
| 4月分  | 23,938   | 18.6      | 2,911   | 2.3       | 1,858    | 1.4       | 1,020  | 320   |
| 5月分  | 19,737   | 15.4      | 3,103   | 2.4       | 2,047    | 1.6       | 1,336  | 412   |
| 6月分  | 21,039   | 16.4      | 3,911   | 3.0       | 2,635    | 2.1       | 1,768  | 585   |
| 7月分  | 20,636   | 16.1      | 6,250   | 4.9       | 2,480    | 1.9       | 1,888  | 663   |
| 8月分  | 17,997   | 14.0      | 4,700   | 3.7       | 2,369    | 1.8       | 1,701  | 648   |
| 9月分  | 18,308   | 14.3      | 4,493   | 3.5       | 2,258    | 1.8       | 1,798  | 634   |
| 10月分 | 18,138   | 14.1      | 4,869   | 3.8       | 2,546    | 2.0       | 1,938  | 692   |
| 合計   | 139,793  | 15.5      | 30,237  | 3.4       | 16,193   | 1.8       | 11,449 | 3,954 |

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

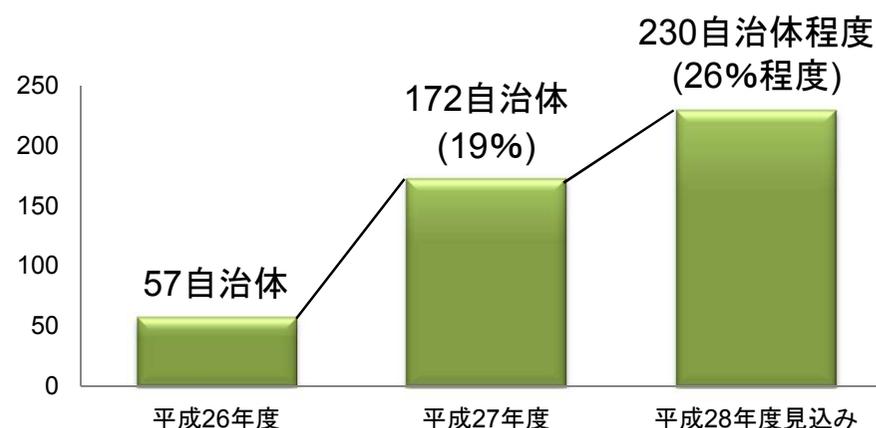
## 任意事業の実施状況について

○ 平成28年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、それぞれ大幅に増加する見込みとなっている。

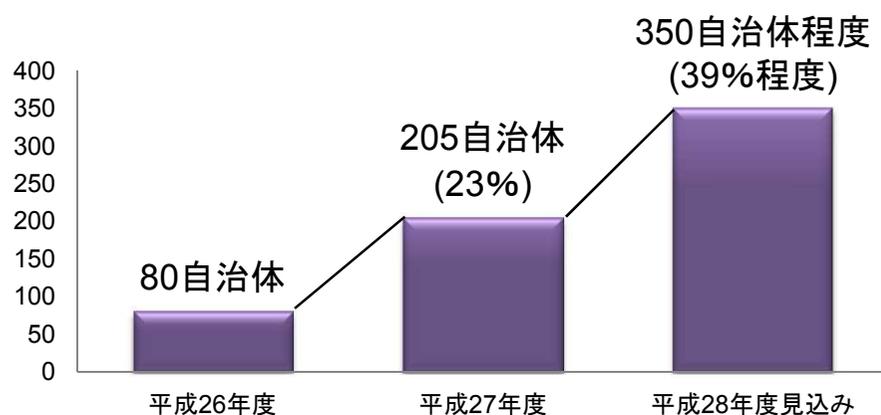
### 就労準備支援事業



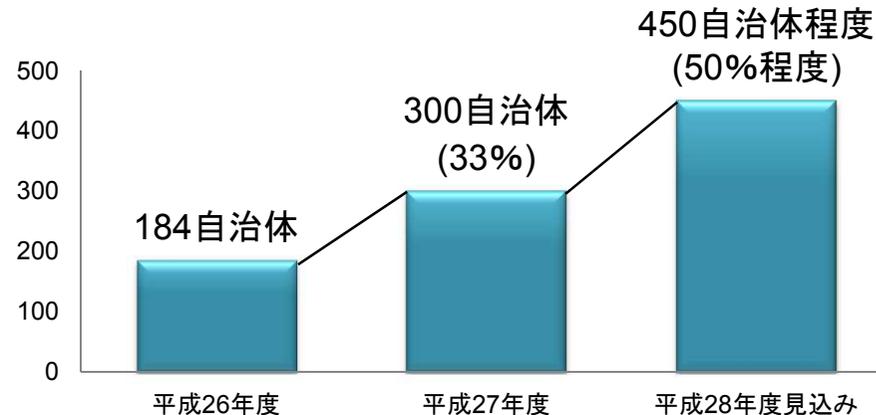
### 一時生活支援事業



### 家計相談支援事業



### 子どもの学習支援事業



## 平成28年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

- 自立相談支援事業をはじめとする各種事業を実施するために、平成27年度と同額の400億円を計上した。
- 生活困窮者の自立をより一層促進するために、①子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組強化、②多様な就労支援のための就農訓練事業や中間的就労の推進、といった新たな事業を実施する。

|               | 事業名 (補助率)             | 平成27年度<br>予算額 | 平成28年度<br>予算額(案) | 増▲減額         | 備考                        |
|---------------|-----------------------|---------------|------------------|--------------|---------------------------|
| 必須事業<br>(負担金) | 自立相談支援事業(3/4)         | 136<br>(182)  | 136<br>(182)     | 0<br>(0)     |                           |
|               | 住居確保給付金(3/4)          | 17<br>(23)    | 17<br>(23)       | 0<br>(0)     |                           |
|               | 被保護者就労支援事業(3/4)       | 64<br>(86)    | 64<br>(86)       | 0<br>(0)     |                           |
|               | 小計                    | 218<br>(290)  | 218<br>(290)     | 0<br>(0)     |                           |
| 任意事業<br>(補助金) | 就労準備支援事業(2/3)         | 35<br>(53)    | 35<br>(53)       | 0<br>(0)     | H28は就農訓練事業(生活困窮者分)2.1億円含む |
|               | 被保護者就労準備支援事業(2/3)     | 29<br>(43)    | 29<br>(43)       | 0<br>(0)     | H28は就農訓練事業(被保護者分)2.1億円含む  |
|               | 一時生活支援事業(2/3)         | 23<br>(34)    | 23<br>(34)       | 0<br>(0)     |                           |
|               | 家計相談支援事業(1/2)         | 19<br>(39)    | 19<br>(39)       | 0<br>(0)     |                           |
|               | 子どもの学習支援事業(1/2)       | 19<br>(38)    | 33<br>(66)       | 14<br>(28)   | H28は高校中退防止・家庭訪問を強化        |
|               | その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2) | 58<br>(115)   | 44<br>(87)       | ▲14<br>(▲28) | H28は就労訓練事業の推進1.4億円を含む     |
|               | 小計                    | 183<br>(322)  | 183<br>(322)     | 0<br>(0)     |                           |
| <b>合計</b>     |                       | 400<br>(612)  | 400<br>(612)     | 0<br>(0)     |                           |

※ 計数は四捨五入による。( )書は総事業費。

## 平成28年度 各事業の基準額案(事業費ベース)

- 平成28年度の基準額の設定の考え方は、基本的には27年度と同様とする。
- ただし、大都市部に関しては、執行状況等を勘案し人口規模区分を細分化する。
- 子どもの学習支援事業については、事業強化に関する加算を設定する。

(単位:千円)

| 人口規模            | 自立相談    | 就労準備   | 家計相談   | 学習支援   | 加算       |        |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|
|                 |         |        |        |        | 高校中退防止加算 | 家庭訪問加算 |
| 2万人未満           | 5,000   | 5,000  | 3,000  | 2,800  | 500      | 700    |
| 2万人以上～3万人未満     | 7,000   | 6,000  | 4,000  | 3,800  | 600      | 1,000  |
| 3万人以上～4万人未満     | 9,000   | 7,000  | 5,000  | 4,700  | 700      | 1,200  |
| 4万人以上～5.5万人未満   | 10,600  | 8,000  | 7,000  | 5,700  | 900      | 1,500  |
| 5.5万人以上～7万人未満   | 12,500  | 9,000  | 8,000  | 7,600  | 1,200    | 1,900  |
| 7万人以上～10万人未満    | 14,500  | 11,000 | 10,000 | 9,000  | 1,400    | 2,300  |
| 10万人以上～15万人未満   | 18,500  | 14,000 | 12,000 | 10,500 | 1,600    | 2,700  |
| 15万人以上～20万人未満   | 22,500  | 17,000 | 15,000 | 13,300 | 2,000    | 3,400  |
| 20万人以上～30万人未満   | 30,000  | 20,000 | 18,000 | 15,200 | 2,300    | 3,800  |
| 30万人以上～40万人未満   | 38,000  | 25,000 | 20,000 | 17,100 | 2,600    | 4,300  |
| 40万人以上～50万人未満   | 48,000  | 30,000 | 23,000 | 19,000 | 2,900    | 4,800  |
| 50万人以上～75万人未満   | 65,000  | 35,000 | 28,000 | 28,500 | 4,300    | 7,200  |
| 75万人以上～100万人未満  | 90,000  | 40,000 | 30,000 | 36,000 | 5,400    | 9,000  |
| 100万人以上～150万人未満 | 140,000 | 50,000 | 40,000 | 47,500 | 7,200    | 12,000 |
| 150万人以上～200万人未満 | 160,000 | 55,000 | 45,000 | 55,000 | 8,300    | 14,000 |
| 200万人以上～250万人未満 | 190,000 | 60,000 | 50,000 | 62,000 | 9,300    | 16,000 |
| 250万人以上～300万人未満 | 220,000 | 65,000 | 55,000 | 69,000 | 11,000   | 18,000 |
| 300万人以上         | 250,000 | 70,000 | 60,000 | 80,000 | 12,000   | 20,000 |

※ 上記のほか、一定の要件に応じた加算あり

生活困窮世帯の子どもの支援のために、学習支援事業について、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化する。

## 現状・課題と必要な対応

- 貧困の連鎖を防止するため学習支援は重要な事業。
- 貧困率でみると「中卒」の貧困リスクが非常に高く、子どもの貧困対策大綱でも指標の一つ目に生活保護世帯の高校進学率が掲げられている。  
⇒生活困窮者自立支援制度では、自立のポイントとなる高校進学に焦点を当て、中学生への支援を中心に行う。
- 併せて、取組の進んでいない高校中退防止及び家庭訪問について、国庫補助を加算方式とすることで、取組を促進する。

## 強化策のポイント

### 高校中退防止の取組強化

- 【現状】○高校中退は中卒に分類されるが、生活保護受給者の高校中退率は5.3%となっており、一般世帯の高校中退率(1.5%)の3.5倍。 ※子どもの貧困対策大綱においても、中退率の改善が掲げられている。  
○平成26年度の実施状況を見ると、高校生を対象としている実施自治体は1/5程度の実施に止まる。  
(中学生76.3%、高校生18.2%)
- 【課題】○高校進学が就労を含む自立の重要なポイントとなる。  
○学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。  
※現場において、中退防止の取組が課題という意見が多い。
- 【取組例】○学習支援事業により高校進学を果たした後に、支援員やボランティアが定期的に面談(近況、卒業後の進路など)を実施。  
○きちんと通学できているか心配な場合に、面談等により子どもの様子を確認。  
○不登校などで中退のおそれのある子どもに対して、学校・教育委員会と連携して支援を実施。

### 効果

- ★高校進学や、家庭状況の変化にともなう環境変化による子どもの悩みに丁寧に寄り添うことで、子どもが高校卒業の重要性を感じ、卒業後の将来像を持つきっかけとなる。
- ★全日制高校の中退を考える子どもに、通信制高校の選択肢があることについて情報提供を行うことで、中退以外の進路を選ぶことができる。

## 強化策のポイント

### 家庭訪問の取組強化

【現状】○本人が複雑な課題を抱えていたり、家庭状況等により、支援が必要だが事業に参加できない子どもや、人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子どもが存在。このため、家庭訪問により早期発見・支援する要請は高い。  
○制度施行間もない現時点においては、様々な端緒から親への支援の入口を整備する必要がある。

【課題】○支援が必要な子どもを早期発見し支援を提供し、その自立に資するとともに親の支援につなげる必要。  
※現場からの意見に「学習支援に出てこられない子どもの方が支援が必要なケースが多い」が存在。

【取組例】○子ども本人の抱える複合的な課題や、複雑な家庭状況等により、学習支援事業への参加が困難な子どもの家庭に支援員が訪問し、学習項目を教えるほか、子どもや親との関係づくりを行い、学習教室や居場所への参加を促す。  
○子どもへの支援と併せて、親の子育てや生活に関する悩み・不安に対してきめ細かく相談支援を実施。  
○親や家庭の状況を把握し、親への就労支援や家計相談支援等が必要な場合は、自立相談支援機関と連携して支援。



### 効果

- ★家庭訪問によって家庭状況を把握した上できめ細かく支援できるため、子どもの学習環境だけでなく、親の生活習慣も改善することができる。
- ★不登校だった子どもが、学習教室や居場所に参加することによって、進学への意欲や自身の将来像を持つきっかけとなる。

## 事業強化に伴う国庫補助基準額の考え方

- 高校中退防止、家庭訪問の取組を促進するため、これらの取組については基本基準額とは別に加算で措置する。
- 平成28年度の基本基準額については27年度よりも微減とし、その上で、高校中退防止の取組、家庭訪問の取組について、それぞれに所要の加算額を設定する。
- 国庫補助において加算を認める要件の詳細については協議方針等において提示するが、上記の取組例に掲げた内容をはじめ、今般の取組強化の目的に合致している事業を実施することが国庫補助協議において確認できれば可とする方向。

## 子どもの学習支援事業 平成28年度基準額案(事業費ベース)

(単位:千円)

| 人口規模            | 基本基準額  | 基本基準額<br>+<br>高校中退<br>防止 |                   | 基本基準額<br>+<br>家庭訪問 |             | 基本基準額<br>+<br>高校中退防止<br>+<br>家庭訪問 |
|-----------------|--------|--------------------------|-------------------|--------------------|-------------|-----------------------------------|
|                 |        |                          | 高校中退<br>防止<br>加算額 |                    | 家庭訪問<br>加算額 |                                   |
| 2万人未満           | 2,800  | 3,300                    | 500               | 3,500              | 700         | 4,000                             |
| 2万人以上～3万人未満     | 3,800  | 4,400                    | 600               | 4,800              | 1,000       | 5,400                             |
| 3万人以上～4万人未満     | 4,700  | 5,400                    | 700               | 5,900              | 1,200       | 6,600                             |
| 4万人以上～5.5万人未満   | 5,700  | 6,600                    | 900               | 7,200              | 1,500       | 8,100                             |
| 5.5万人以上～7万人未満   | 7,600  | 8,800                    | 1,200             | 9,500              | 1,900       | 10,700                            |
| 7万人以上～10万人未満    | 9,000  | 10,400                   | 1,400             | 11,300             | 2,300       | 12,700                            |
| 10万人以上～15万人未満   | 10,500 | 12,100                   | 1,600             | 13,200             | 2,700       | 14,800                            |
| 15万人以上～20万人未満   | 13,300 | 15,300                   | 2,000             | 16,700             | 3,400       | 18,700                            |
| 20万人以上～30万人未満   | 15,200 | 17,500                   | 2,300             | 19,000             | 3,800       | 21,300                            |
| 30万人以上～40万人未満   | 17,100 | 19,700                   | 2,600             | 21,400             | 4,300       | 24,000                            |
| 40万人以上～50万人未満   | 19,000 | 21,900                   | 2,900             | 23,800             | 4,800       | 26,700                            |
| 50万人以上～75万人未満   | 28,500 | 32,800                   | 4,300             | 35,700             | 7,200       | 40,000                            |
| 75万人以上～100万人未満  | 36,000 | 41,400                   | 5,400             | 45,000             | 9,000       | 50,400                            |
| 100万人以上～150万人未満 | 47,500 | 54,700                   | 7,200             | 59,500             | 12,000      | 66,700                            |
| 150万人以上～200万人未満 | 55,000 | 63,300                   | 8,300             | 69,000             | 14,000      | 77,300                            |
| 200万人以上～250万人未満 | 62,000 | 71,300                   | 9,300             | 78,000             | 16,000      | 87,300                            |
| 250万人以上～300万人未満 | 69,000 | 80,000                   | 11,000            | 87,000             | 18,000      | 98,000                            |
| 300万人以上         | 80,000 | 92,000                   | 12,000            | 100,000            | 20,000      | 112,000                           |

# 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 (H27補正予算)

H27補正予算案 25億円

- 困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金(日本学生支援機構)、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されているところ。
- 生活福祉資金(教育支援資金)については、主として低所得世帯への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、現行の制度の一部を拡充するものである。

## 【現行の生活福祉資金(教育支援資金)の概要】

- 低所得世帯の子どもが高校・大学等への入学・就学に必要な経費を貸付
  - ① 教育支援費(就学するのに必要な経費)
    - ・高校 月額35,000円以内
    - ・高専 月額60,000円以内
    - ・短大 月額60,000円以内
    - ・大学 月額65,000円以内
  - ② 就学支度費(入学に際し必要な経費)
    - ・500,000円以内

- 貸付期間:就学期間中
- 据置期間:卒業後6か月以内
- 償還期限:据置期間経過後20年以内
- 利子:無利子(延滞利子は10.75%)
- 保証人:不要(世帯内で連帯借受人が必要)

## 具体的な拡充内容

|                   |  |
|-------------------|--|
| ○ 教育支援費の貸付限度額の引上げ | 特に必要と認める場合に限り教育支援費を1.5倍の額まで貸付可能とする<br>例) 大学の場合、月額65,000円 ⇒ 97,500円 |
| ○ 延滞利子の引き下げ       | 年10.75% ⇒ 年5%  |
| ○ 償還計画の見直し        | 卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う                    |
| ○ 貸付対象世帯の基準の弾力的運用 | 市町村民税非課税程度とされている基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案して運用              |

【内容】 生活福祉資金(教育支援資金)の貸付原資の積み増し      【補助率】 2/3      【H27補正予算額】 25億円  
 【改正時期】 H27年度(補正予算成立後速やかに)

# 【再掲】

# 新 生活困窮者等の就農訓練事業

平成28年度予算案：4.2億円

## 趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者や引きこもり等の若年者、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する傾向にある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

## 背景

### 【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



### 【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む）を含めた就労支援

## 事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

### 2 事業内容

（事前調整）※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

（基礎的研修（例：短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間））

- ・農業基礎研修（作物の知識、農業機械の操作等）
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

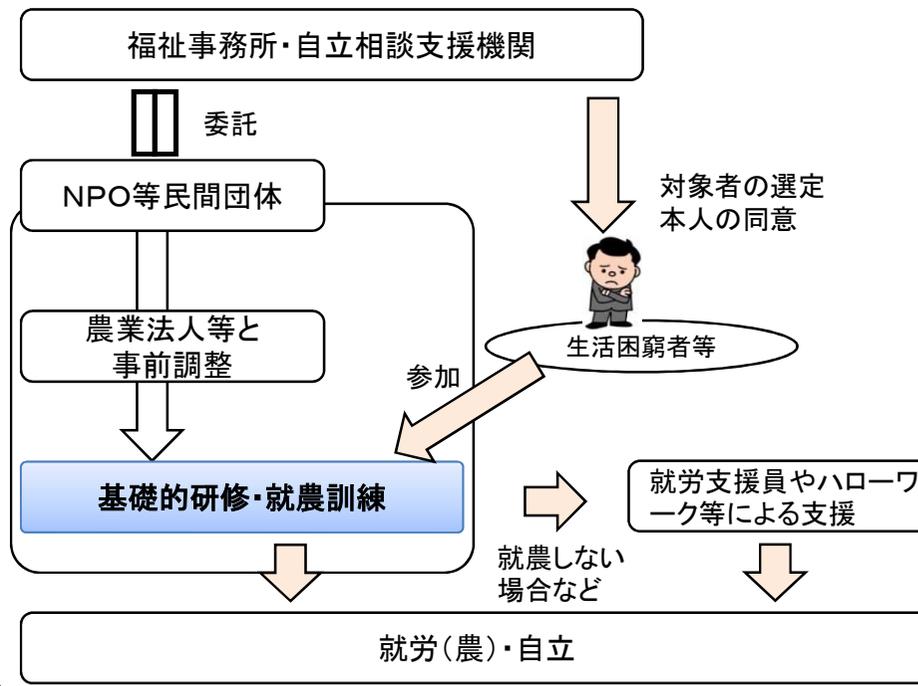
（就農訓練（例：長期訓練、就農支援））

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

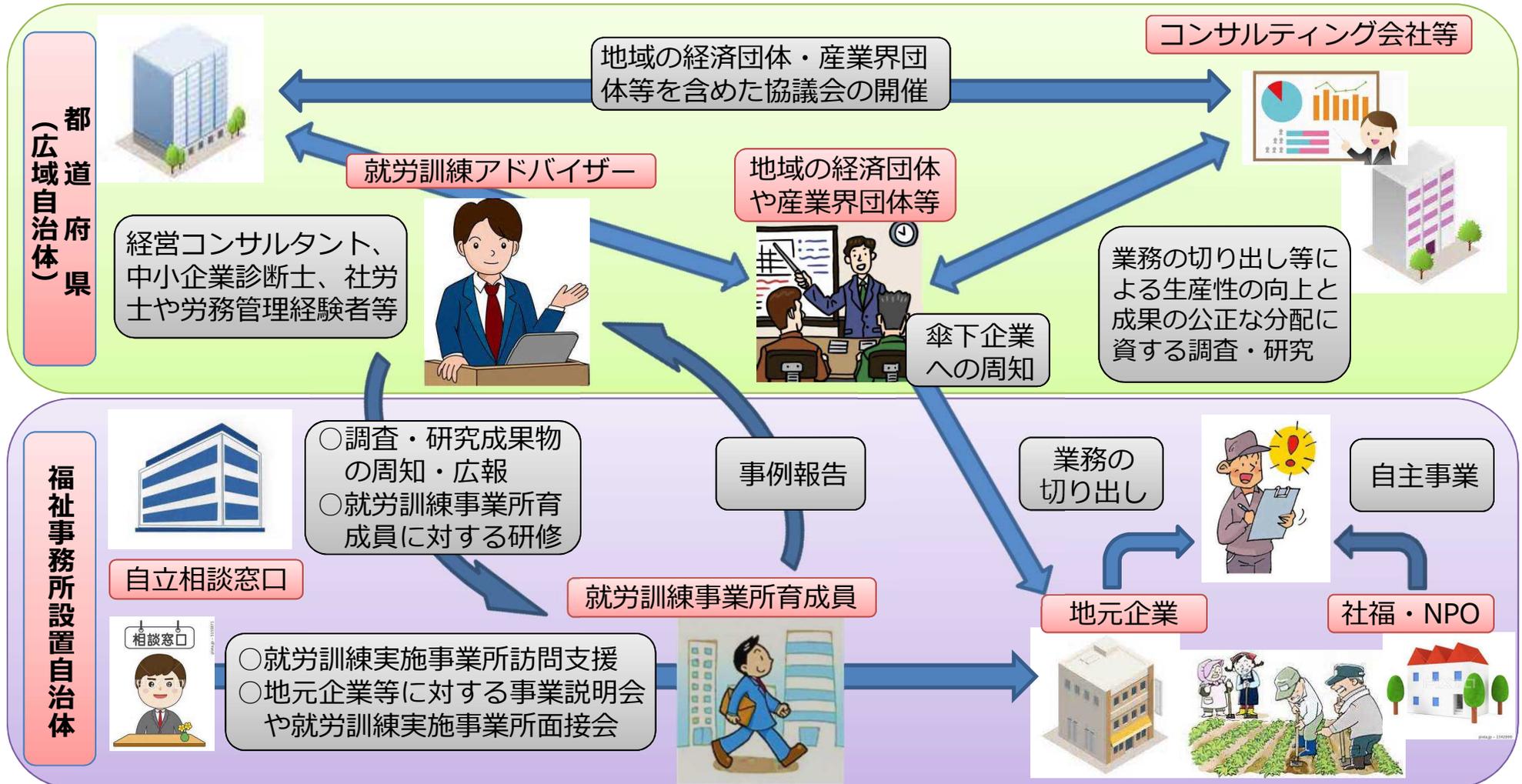
## 事業のイメージ



# 新 就労訓練事業(中間的就労)の推進

平成28年度予算案 1.4億円

- 都道府県に就労訓練アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者)を、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。



# 平成28年度における経過措置の取扱いについて(案)

各事業の国庫負担・補助においては、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けているところ。

これらの経過措置については、基本的には廃止していくことが必要と考えているが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成28年度においては以下の通りとする。

平成27年度

平成28年度

## 自立相談支援事業

- ・保護率が2%以上 ⇒ 基準額×1.2
- ・保護率が3%以上 ⇒ 基準額×1.5
- ・住宅支援給付の給付実績が一定以上 ⇒ 基準額×1.2

・H26モデル事業の実績額がH27基準額よりも高い  
⇒ 基準額×1.5

- ・27年度と同様の基準とする
- ※ 保護率は平成27年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員、住居確保給付金は平成27年の新規支給決定件数

・H26モデル事業の実績額がH28基準額よりも高い  
⇒ 基準額×1.3

## 子どもの学習支援事業

・H26モデル事業等の実績額がH27基準額よりも高い  
⇒ 26実績額×0.9

・H27に経過措置を受けていた自治体について、H27の国庫補助基準額×0.9がH28基準額よりも高い  
⇒ 27国庫補助基準額×0.9  
高校中退防止や家庭訪問を実施する場合には、上記基準額に加算する

## 一時生活支援事業、ホームレス加算(自立相談支援事業)

・H27所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

・H28所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

## 被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業

・ H26実績がH27基準額よりも高い  
被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.2  
被保護者就労準備支援事業 ⇒ 26実績額

・ H26実績が基準額よりも高い  
被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.14  
被保護者就労準備支援事業 ⇒ 基準額  
+ (H26実績額 - 基準額) × 2/3  
就農訓練事業を実施する場合には、上記基準額に加算する